

# 現地機関の見直しに関する他県の動向

資料 7

行政改革課

## 1 総合現地機関の設置

団体名	見直しの内容	備考
青森県	<b>地域県民局の設置【平成 18・19 年 4 月】</b> 地元に密着した地域づくりを進めるために、地域県民局を設置し、県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所、県土整備事務所を地域県民局の内部組織として廃止	

## 2 総合現地機関の見直し

山梨県	<b>地域振興局の廃止【平成 18 年 4 月】</b> 市町村合併の進展に伴い、地域課題の調整や専門性の高い業務は本庁で処理し、現地機関は現場性の高い業務を行うこととし、地域振興局を廃止して各行政分野ごとの事務所へ再編	合併の進展により総合現地機関から単独現地機関へ
三重県	<b>県民局の廃止【平成 18 年 4 月】</b> 市町村合併の進展に伴い、地域で必要とされる県民サービスをより迅速・的確に提供する事務所体制とするため、7 県民局を 46 の事務所へ再編	合併の進展により総合現地機関から単独現地機関へ
大分県	<b>地方振興局の再編【平成 18 年 4 月】</b> 市町村合併の進展等を踏まえ、地方振興局の所管業務をより高度・専門的、広域的な体制で推進するため 12 地方振興局を 6 地方振興局に再編	
兵庫県	<b>県民局の再編等【平成 21 年度予定】</b> 合併により市町の行政体制整備が進んでいることから、10 県民局を 5 県民局と 1 県民センターに再編予定 教育事務所も県民局の再編に合わせ 10 所を 5 所に再編、健康福祉や土木など特定業務を所掌する地域事務所も、より広域の圏域事務所へ統合する予定	

## 3 現地機関の削減

福井県	<b>現地機関を 8 所削減へ【平成 20 年 4 月予定】</b> 各事務所の設置当時と比較し、交通・情報インフラが格段に向上し、市町村合併も進んだことから現地機関を再編する予定 ・県税事務所(4 所→1 所) ・農林総合事務所(5 所→4 所) ・土木事務所(10 所→6 所)	
宮崎県	<b>現地機関を 16 所削減へ【平成 22 年 4 月までに】</b> 人件費の抑制や効率的な組織体制整備など行政改革の一環として、平成 22 年 4 月までに現地機関を 16 所削減する予定 ・商工労政事務所を県税事務所へ統合(3 所) ・福祉事務所、児童相談所、知的障害者更生相談所の統合 ・地域農業改良普及センター(8 所)を農林振興局の内部組織化 ・土木事務所の統合(10 所→3 所)	